

学生支援課に申請するもの

証明書の種類	証明の内容	自動発行機	申請先	発行時期	備考
学生証	本学の学生であることの証明	—	奨学厚生係	入学時 紛失時	
通学証明書 ※1	通学区間の証明	—		その都度	学生証で定期券を購入できない場合(バス等)
	通学区間の証明	—		学内に掲示	教育実習等で4週間以上通学経路が変わる場合
学生生徒旅客運賃割引証(学割証)※2		○		その都度	
学生団体割引※3		—		その都度	

教務課に申請するもの

証明書の種類	証明の内容	自動発行機	申請先	発行時期	備考
在学証明書	現在在学していることの証明	○ ※4	教務係 大学院 係	その都度	※4 英文証明書を除く ※5 成績処理期間を除く ※6 指定日は掲示 指定日～年度末は発行停止
成績証明書	現在までに修得した授業科目の評価の証明			その都度 ※5	
卒業・修了見込証明書	卒業する見込みであることの証明			卒業予定年度の履修申請確認後から指定日まで ※6	
卒業・修了見込証明書 (免許状を含む)					

保健センターに申請するもの

証明書の種類	証明の内容	自動発行機	申請先	発行時期	備考
健康診断証明書	定期健康診断結果の証明	○	保健センター	4月末日から3月末日まで 卒業予定者は学位記授与式の前日まで	本年度の定期健康診断を受けた学生 ※所定の様式がある場合は1週間前までに保健センター窓口申請

※1 通学証明書

学生の居住地から大学までの通学定期券は、学生証で購入できます。ただし、学生証で購入できない場合は、通学証明書を発行します。

卒業・修士論文、卒業研究指導及び4週間以上にわたる教育実習のために修学キャンパス以外の場所に通学する場合には、所定の手続を行った上で、通学定期乗車券を購入することができます。これらについては、掲示により通知します。

なお、課外活動のためには、通学定期乗車券は発売されません。

※2 学生生徒旅客運賃割引証

通称「学割証」と呼ばれている学生生徒旅客運賃割引制度は、教育奨励の見地から設けられたものであり、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とするものですから、原則として次の目的をもって旅行する必要がある場合に限られます。

- (ア) 休暇、所用による帰省
- (イ) 実験実習などの正課の教育活動
- (ウ) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (エ) 就職又は進学のための活動等
- (オ) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (カ) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (キ) 保護者の旅行への随行

旅行区分の片道が100kmを超えて旅行する場合に割引証1枚について、1人1回限り割引乗車券が購入できます。学割通用期間は、発行日から3ヶ月間で、割引率はJR線2割です。不正に購入又は使用した時は、制裁として運賃の追徴・割引証発行の停止などがありますから厳に注意してください。

なお、JR線以外では、近畿日本鉄道などの私鉄や船舶会社の中で割引制度を行っているところがあるので、関係会社に問い合わせる割引可能な場合はその指示に従ってください。

※3 学生団体割引

8人以上の学生が本学教員に引率され、全員が利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合には、JR線の団体乗車券を購入することができます。この乗車券の割引は次のとおりです。

学生団体乗車券を購入しようとする団体は3週間前までに申請してください。

学生/鉄道5割引・航路5割引・自動車線2割引

教員/鉄道3割引・航路3割引・自動車線2割引